

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年11月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

11月23日の阪神とオリックスの優勝パレードには述べ100万人が集まったとの報道がありました。その分京都是空いているかなと思いきや、錦市場も嵐山も初詣状態。

オーバーツーリズムの問題が取り沙汰されていますが、今は良いんです！阪神が日本一になりましたからね！何でも許せるハッピーアワー継続中です！

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

**ポイント解決！そこが知りたい労務相談**

**30の悩みをずばり解決！（経営書院）**

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

[https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref\\_=cm\\_sw\\_r\\_apan\\_dp\\_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F](https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F)

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内

---

## 【5】編集後記

---

### 【1】皆様への情報提供

---

#### ★セミナー★

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、  
売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示しします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

#### ◆労務◆

【フリーランスとの契約に労働法の適用がある？】

東京都内の広告写真関連会社と業務委託契約を結んでいたフリーカメラマンが、撮影現場に向かう途中に交通事故に遭ったケースで、品川労働基準監督署は、労働者性を認め、労災認定をしました。

会社がシフト表を作り、アプリでスケジュール管理をしていた、週5日就業、繁忙期には月200時間の労働の実態もあった等の事情から、会社の指揮命令下で働く労働者と変わらないとの判断がなされたようです。

労働者性が認められると会社には労災保険料の支払義務が生じることになります。

業務委託先を含めたサプライチェーンとの契約管理は企業活動の基盤ですので、この機会に弁護士による総ざらいをお勧めします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

### 【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

### 【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のポストの中から、私がセレクトした超有益ポストを3つご紹介します。

[https://twitter.com/richaso\\_law](https://twitter.com/richaso_law)

### <有給休暇と時季変更権>

有休の時季変更権は「ちょっと今は困るわ」という事情が本質ですが、恒常的な要員不足だと、いつでも「今は困る」わけで。そういう状況下だと、変更できる時季自体がないので、結局、時季変更自体ができんことになります。その結果、求められたとおりに有休を認めざるを得ないということになると(続)。

時季変更の有効性を争いたい労働者側からは、この「恒常的な要員不足」の主張が出るものが少なくないのですが、同種職の有休取得率が100%近い、ということが説明できたことから、「要員は足りているが時季が悪い」という使用者側の主張が認められた例もありますゆえご参考まで(大阪高判 R5.6.29)。

### <管理監督者が認められるハードルは高い>

いわゆるスタッフ管理職が管理監督者にあたるかにつき、通達(昭和63年3月14日基発150)では

- ・ 経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当していること
- ・ ライン管理職と同格以上の位置づけとされていること

が判断枠組とされているから、経営との一体性は関係ないのでは、と勇敢に戦った場合  
(続)

裁判例の立場は、ライン管理職とスタッフ管理職とを区別することなく、①経営一体性、  
②出退勤の裁量、③割増賃金不支給に見合った待遇を求めることが一般的で、「経営上の重要事項の企画立案」自体、経営一体性と同じようなものを求めることで、刃はポキリと折られてしまうのでした(東京高判 R4.3.2)。

<未払残業代の支払義務を代表者個人が負うケースもある?!>

近ごろ残業代請求に際しては、会社だけでなく、役員等の対第三者責任(会社法 429 条 1 項)にて、代表者個人へも同額相当の賠償請求がなされる例がありまして。こちら会社が支払えば損害はないわけで、一般的には通用しないものの、倒産事例では事情によって認容事例もあります点、留意が必要です(続く)

残業代の有無を正確に判断するのはかなり難しく「法違反だから当然任務懈怠」とはならんわけで。そんな中「払えたけど払いたくないから管理監督者にした」ことが任務懈怠にあたり、それ以降に発生して会社解散で回収できなくなった分の賠償責任が認められた例がありました(名古屋高裁金沢支判 R5.2.22)

【令和 5 年 7 月 2 0 日最高裁判例（名古屋自動車学校事件）の解説動画】

同一労働同一賃金（均衡均等待遇）に関する注目の最高裁判例については、伊山弁護士による解説動画をお勧めします。

[https://www.youtube.com/watch?v=NvU\\_3lEmCuM](https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3lEmCuM)

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・ 管理職に残業代を支払わない

- ・「〇〇手当」として固定額で残業代を支払っている
  - ・出退勤を従業員任せにしている
- 心当たりがある場合はこちらの記事を参考に至急ご対応ください！

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

#### ◆コーポレートガバナンス◆

##### 【第三者委員会】

企業不祥事の実態解明や再発防止に有用な第三者委員会。

しかし、残念ながら、その多くは社会の負託に応えるものとなっているとは必ずしも言い難いのが実情であり、私自身ももどかしく感じています。

企業不祥事に際して第三者委員会を設置するという流れ自体は正しい方向です。それでは、なぜ、せっかくの第三者委員会がなぜお墨付き委員会のように映ってしまうのでしょうか。

第三者委員会に調査を依頼するのは不祥事を起こした会社ですので、第三者委員会そのものにも、第三者委員会が調査対象とするケースにも、社会から相当程度の疑いの目が向けられています。

その目を克服するためには、第三者委員会の構成と調査方法について、**独立性・公正性・中立性・公平性・透明性**が、肝心の報告内容について、**健全な社会常識に基づいた事実認定**が求められます。

第三者委員会の所期の目的を達成するため、必ず意識しておきたいのが、日本弁護士連合会の「**企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン**」です。

京都総合法律事務所はこのガイドラインを満たした第三者委員会を構成し、調査、事実認定、評価、説明、提言を行います。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf)

##### 【STOP！名簿流出】

個人情報保護委員会が、事業で名簿を利用している事業者（個人情報取扱事業者）向けの啓発資料を公表しました。なお、事業で名簿を利用していれば、株式会社等の営利組織だけでなく、自治会・町内会、同窓会、PTA、マンション管理組合、NPO 法人、

サークル等の非営利組織、個人事業主も個人情報取扱事業者に該当しますので、非営利活動だから大丈夫と誤信せず、この資料を確認しておいてください。この資料には、

- ① 名簿を作成・保管するときのルール
- ② 名簿を第三者に提供するときのルール
- ③ 名簿の取扱いを委託するときのルール

がわかりやすく説明されています。

不安な際は判断を保留してすぐにご相談ください。

[https://www.ppc.go.jp/news/online\\_criminal\\_flyer/](https://www.ppc.go.jp/news/online_criminal_flyer/)

#### 【内部通報・公益通報】

ビッグモーター社で耳目を集めたように、内部通報が適切に処理されていないケースや内部通報を行った従業員に対して解雇等の不利益取扱いがなされたケースが散見されています。このような背景の中、消費者庁は、2023年12月に、1万社の事業者を対象としたアンケート調査を実施するとのことです。

公益通報制度は、今のところ従業員数が300人を超える事業者のみを対象としたものですが、今後拡大される可能性もありますし、成長を企図する会社はもちろん、サプライチェーンの中でコンプライアンスを充実させることはもはや必須ですので、これを機に自社の体制を確認してください。

<https://kyotosogo->

[law.com/%E3%80%8C%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%AA%93%E5%8F%A3%E3%80%8D%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3/](https://kyotosogo-law.com/%E3%80%8C%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%AA%93%E5%8F%A3%E3%80%8D%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3/)

#### 【社外取締役・社外監査役】

京都総合法律事務所には、上場企業を含む会社で社外役員を務めている弁護士が複数在籍しています。

今般、東京証券取引所が「支配株主・支配的株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割（案）」を公表しました。

支配株主や支配的な株主を有する上場会社を念頭に、独立社外取締役の役割について、基本的な考え方として次のようなものが示されています。

- 一般株主の存在により、上場会社は円滑な資金調達機会を得るなど様々なメリットを享受していること
- 少数株主は株主としての利害以外の利害を有さないため、通常、少数株主の利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致すること
- 少数株主の利益が損なわれていることは、上場会社の利益が損なわれていることを意味すること
- 支配株主が議決権に基づき会社及びその経営陣に対して影響力を行使できるのは会社法の原則であるが、支配株主は自己の保有する株式保有割合を超えて、経済的利益を享受することは認められないこと
- 少数株主利益の適切な保護を図ることは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に連動すること

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/study-group/nlsgeu000004acah-att/bkk2ed0000002ls5.pdf>

#### ◆事業再生◆

##### 【中小企業事業再生ガイドライン事例集】

これまで猶予してくれていた社会保険料が引き金となって倒産に至るケースが増えています。

金融庁が公表した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」では、不等価譲渡、第二会社方式、グループ企業一体での事業再生支援、リスケ、DDS、廃業支援に分類して豊富なケースが紹介されています。

事業再生は前倒しでの相談が成功のカギです。弁護士には法律上の守秘義務がありますので、ぜひお早めにご相談ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231017.html>

#### ◆知的財産◆



### 【二次創作物による著作権侵害】

某市の市議が自身の YouTube で某市のイメージキャラクターに酷似したキャラクターを使用していたケースについて、住民監査請求がなされ、監査委員が、当該市議の行為について著作権侵害を認めました。某市の使用要領に沿っておらず、市の許可も得ていないことが著作権侵害の理由です。

また、某市は、当該市議が使用していたキャラクターが、某市のイメージキャラクターの二次創作ガイドラインの策定前に作成されたものであることを理由に、当該ガイドラインに沿った対応（つまり、使用停止要請）ができないと判断していたようですが、その判断も誤りであると認定しました。

### 【AI と著作権】

文化審議会著作権分科会法制度小委員会で AI と著作権についての検討が行われています。

現時点での検討課題は、

① 情報解析については、著作権法 30 条の 4 により、原則として著作権者の許諾なく、著作物の利用が可能であるが、クリエイターの懸念の払拭、AI サービス事業者や AI サービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、生成 AI の発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにする必要がある。

② 生成 AI の利用が、文章のみ等といったことだけでなく、標章、画像、音声など、マルチモーダル化しており、著作権以外の知的財産権との関係についても、典型的な場面と法の適用関係について、生成 AI 固有の課題はあるかという点にも留意しながら、整理・検討する必要がある。

③ 生成 AI について懸念されるリスク等に対しては、新たな技術の開発・普及も期待される場所、知財リスク回避等の観点からどのような技術的方策が有効か、AI ガバナンスの観点にも留意しながら、検討する必要がある。

④ 生成 AI の開発・提供・利用の促進及び健全な発展による産業競争力の強化や、AI 技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスの観点から、必要な方策としては、技術による対応等と合わせて、生成 AI の利活用による収益がクリエイターに還元され、新たな創作活動の動機付けとなるような方策を検討する必要がある。



⑤ 生成 AI の開発・提供・利用の促進に向け、個別課題として、学習データセットの整備の観点からデジタルアーカイブとの関係につき整理を行うとともに、ディープフェイクについては、悪用により、偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスクをもたらすものであるところ、知財の観点からも、整理を行っておく必要がある。

⑥ AI ガバナンスの議論は、著作権等の知財リスクの観点とも密接に関連するとともに、EU や米国等の動向は、流動的である。このため、AI ガバナンス等に関する国内外の動向も踏まえつつ、必要な方策を検討する必要がある。

⑦ 特許法は、発明者がその発明について特許を受けることができると規定しており、自然人によって創作されたものであることが前提であるところ、AI 技術の急速な進展を踏まえ、改めて、AI を利用した発明についての現行法制度上の考え方について、整理・検討する必要がある。

⑧ 特許要件として、例えば、発明の進歩性が認められており、これは当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）を基準として行われる（特許法 29 条 2 項）。そこで、AI 技術の急速な進展を踏まえたときに、発明の特許性の考え方によどのような影響が生じているか、検討する必要がある。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05\\_04/pdf/93967801\\_06.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_04/pdf/93967801_06.pdf)

#### ◆広告規制◆

##### 【10月1日からステマは景品表示法違反】

2023年10月1日からステマは景品表示法違反です。運用基準とガイドブックを確認し、準備は万全に！

京都総合法律事務所の広告チェックサービスは、リスクチェックから代替表現まで、予算に合わせて広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

##### <運用基準で示されている OK な例>

○ 「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった文言による表示を行う場合（ただし、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていると認められない場合は規

制対象となるため、これらの文言があれば大丈夫というものではないことに注意が必要)。

○ 「A社から商品の提供を受けて投稿している」といったような文章による表示を行う場合

ガイドブックはこちらからダウンロードできます。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/stealth\\_marketing/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/)

#### ◆消費者契約◆

【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】

このような条項が利用規約にある場合はご注意ください。

▲ お支払いいただいた入学金は、解約の時期を問わず一切返金しません。

▲ 一旦納入された諸費用の返金は、入所手続完了後は、理由の如何に関わらず返金されないものとする。但し、登録料及び入所金については、入所手続完了前であっても、一旦納入された後は、理由の如何に関わらず返金されないものとする。

▲ 賃借人は、本物件の改装・修理・その他現状を変更するような造作加工を行ってはならない。

▲ 賃借人が死亡・倒産するか、あるいは差押え・仮差押え・仮処分等の宣告を受け、もしくは競売・破産宣告等の申立てを受けた場合、甲は催告をした上でなお改善の余地がないと判断した場合、本契約を解除することができる。

▲ 賃借人は明け渡し退去に際し、賃貸人に対して賃借人が支出した費用（必要費及び有益費）の償還請求、造作物の買取、正当な事由に基づかない立退料、その他名目の如何にかかわらず本契約に基づく以外の請求は一切行わないものとする。

▲ 賃借人は、本契約が終了した時点において、本物件に放置された残置物について、賃貸人に対しその所有権を放棄するものとする。

▲ 賃貸人が賃借人に代わって本物件の残置物について処分を行った場合、賃貸人は賃借人に対しその処分にかかった費用を請求することができる。また、賃借人は賃貸人

が行った残置物の処分に関して、賃貸人に対し損害賠償等の請求を行うことは出来ない。

▲ 駐車場内において発生した事故・盗難その他トラブルについて一切の責任を負わない。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただけます。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

<https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/>

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

---

#### 【3】セミナー情報

---

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示します。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

---

#### 【5】編集後記

---

2023年11月号、いかがでしたか？

阪神タイガースと最強オリックスバファローズとの頂上対決は、野球の魅力が満載の7試合で本当にハッピーでした！おかげさまで、何でも許せる時間は少なくとも来年の開幕まで継続することになりました！

2023年の野球は、ワールドベースボールクラシック、ペナントリーグ、クライマックスシリーズ、日本シリーズ、アジアプロ野球チャンピオンシップと最高でしたね。

F1は、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が、メキシコGP→ブラジルGP→ラスベガスGP→アブダビGPと連勝を重ね、日本GP以降7連勝でフィニッシュ！2023年の22戦中19勝優勝で勝率86.36%という永久不滅の大記録を達成しました。

フェルスタッペン選手が勝てなかった3戦のうち2戦は同僚のセルジオ・ペレス選手が勝ちましたので、レッドブルは22戦中21戦優勝で勝率95.45%となり、1988年の

マクラーレン・ホンダの16戦中15勝（アイルトン・セナ選手が8勝、アラン・プロスト選手が7勝）の93.75%を塗り替えるという快挙でした。

角田裕毅選手（アルファタウリ）は、最終戦アブダビ GP で素晴らしいドライビングを魅せて8位入賞。そして、最終戦の活躍は世界中のF1ファンに認められ、Driver of The Day 獲得。2023年の角田選手は、最終的にドライバーズランキング14位という立派な成績でした。2024年も期待大です！

さあ、2023年も後1か月。

今年のトラブルはできる限り今年で解決できるよう全速前進！

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>



知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)